

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	主復水器ホットウェルレベル調節器に動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
2	3号機	主タービン電気式油圧制御装置用制御盤の自己診断機能の定例試験において、「制御装置軽故障」を示す警報が発生したため、当該制御装置を点検・修理	D	
3	3号機	タービン建屋換気空調系の非常用ディーゼル発電機（A）冷却水タンク室暖房用蒸気ヒーター下部より水の滴下（約90cc、汚染無し）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	1～4号機共用所内ボイラの蒸気減圧弁入口圧力計の接続部より1秒間に1滴程度の凝縮水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	3号機	原子炉冷却材浄化系プリコートタンク用サンプリング元弁に操作ハンドル外れが認められたため、当該部を点検及びハンドルを取付	D	
6	3号機	主変圧器冷却用ファンの予備機切替操作において、3号機の予備機を切替えるべきところ、誤って2号機の予備機を切替えてしまったため、対応検討	C	
7	4号機	気体廃棄物処理系の排ガス復水器（A）レベル変換器の点検において、計器内銅管継手部の外れが認められたため、当該部を修理	D	
8	4号機	主発電機用軸振動計（No. 10）の点検において、信号ケーブル用フレキシブル電線管に損傷が認められたため、当該電線管を修理	D	
9	4号機	原子炉格納容器内の原子炉圧力容器支持構造物基礎部エリアからの空気が原子炉格納容器1階エリアに流れ、放射性粒子状物質の濃度が上昇したことにより、当該エリア周辺の汚染を拡大させたため、除染及び対応検討	C	
10	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-31）の制御棒挿入用駆動水配管元弁が「閉」状態であるべきところ、「開」状態であったため、当該弁を「全閉」操作及び対応検討	B	
11	5号機	主発電機密封油装置の非常用密封油ポンプ定例自動起動試験後のポンプ停止時において、警報（密封油差圧低）が発生したため、対応検討	D	
12	5号機	定期事業者検査（補助ボイラー開放検査、補助ボイラー設備検査及び補助ボイラー試運転検査）において、「定期事業者検査等運用要領 改訂06」を使用すべきところ、「定期事業者検査等運用要領 改訂07」を使用したため、対応検討	C	
13	5号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）ポンプ（A）出口逆止弁に動作不良（シートリーク）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（B）ポンプ（B）出口逆止弁に動作不良（シートリーク）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	5号機	中央操作室設置のプロセス計算機用原子炉系運転データ記録用プリンタの定時記録が印字不良のため、当該プリンタを点検・修理	D	
16	集中環境施設	雑固体焼却炉（B）雑固体供給装置用電磁弁ラック内圧力調整器の潤滑油の減りが早いため、当該装置を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで